

札幌市子どもの権利条例検討会議

第 6 回検討会議

会 議 録

日 時 : 平成 19 年 11 月 26 日 (月) 18 時 30 分開会
場 所 : S T V 北 2 条ビル 6 階 A、B 会議室

1. 開 会

座長 それでは、定刻を若干過ぎましたので、ただいまから第6回目の検討会議を開催いたします。

本日の会議でありますけれども、現在のところ、8名の委員が出席しております。議事が有効となるために必要な委員の過半数は出席しておりますので、これより会議を始めさせていただきますと思います。

なお、会議の終了時刻は9時を予定しておりますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

まず初めに、事務局の方から連絡事項がありましたらお願いいたします。

事務局（子ども未来局事務局） 本日の検討会議ですけれども、A委員、B委員、C委員からは欠席する旨、D委員からは遅参する旨の連絡をいただいております。

それから、お配りしております資料は、本日は救済制度についての検討の続きということで、第3回検討会議、吉田先生を招いての学習会のときの会議結果報告書として資料3を、また第5回検討会議の会議結果報告書として資料4を配布しております。さらに、前回と同様、救済制度についての検討と記載しました資料5を配布しております。なお、資料5につきましては、4ページ目までは前回お渡しした資料と同じ内容でございますけれども、5ページ以降に救済制度に求められる機能や権限等について座長からご指示をいただきました点について、検討項目を新たに箇条書きで記載しております。

事務局からは以上でございます。

座長 ありがとうございます。

2. 議 事

座長 それでは、本日は、ご案内のとおり、前回に引き続きまして、救済制度についてさらに議論を深めていくことといたします。

前回でありますけれども、子どもの権利侵害の現状と救済制度の必要性について検討してまいりましたので、本日は、4ページ以降の救済制度の制度設計と組織のあり方という点を検討していきたいと思います。

それでは、事務局から、この内容について説明していただきたいと思います。

事務局（子ども未来局大古課長） それでは、座長からお話をいただきましたが、検討項目の概要ということで、救済機関の制度設計と組織のあり方を4ページ目から8ページ目までにまとめさせていただいておりますので、これに関して補足の説明をさせていただきます。

まずは、4ページ目をごらんいただきたいと思います。

この図は、他の自治体、具体的に申しますと、兵庫県川西市、神奈川県川崎市、そして埼玉県になりますけれども、これらの自治体での運用状況をもとに救済制度の各機能を順に図示したものでございます。札幌市が新しくつくります救済制度も、基本的にはこれら

各自治体の制度とは大きく異なるものになるだろうということで、たたき台としてこういうものを作成させていただきました。

初めに、図の一番上でございますけれども、(1)相談機能と記載しております。ここでは、子ども本人や大人からの権利侵害に関する相談を受け、必要な助言を行うものでございます。大部分はこの相談機能で解決に至ると思うのですが、そうはならない場合、次の(2)の調査機能に向かいます。ここでは、権利救済の申立てを受け、事実確認の調査を行うこととなります。必要に応じて救済機関が自己発意で調査を行う場合もあるかと存じます。

それから、(3)の調整機能というのは、当事者双方に助言をし、当事者間での解決に向けた援助を行う機能になります。原則は申立てを受けた後に調整活動に入ることになるかと思っておりますけれども、吉田先生の講義にもありましたように、必要に応じて相談段階から調整活動を行うことも考えられます。

次に、これら調査、調整活動を行っても改善されない場合ですけれども、市の機関に對しましては、(4)(5)の勧告機能、意見表明機能という段階に移ります。この勧告機能と意見表明機能の二つの違いでございますけれども、前者は是正等の措置を講ずるよう勧告するもの、後者は制度改善を求めるとの意見を表明するものということでございます。もう少し具体的に申しますと、個別の事案に対して市の機関に何らかの指示をするものが勧告機能であり、調査の結果、その原因が制度そのものに起因すると認められるときに意見を述べるものが意見表明機能という区別になろうかと思っております。

また、市の機関以外、例えば、道立や民間に対してでございますけれども、是正要請機能という段階に移ります。ここでは、市の機関と全く同様の機能を発揮することは難しく、是正その他必要な措置を講ずるよう要請するというような機能になろうかと思っております。

最後に、(7)の公表機能でございます。これは、勧告や意見表明をした場合に、必要に応じてその内容を一般に公表するというものでございます。

以上が各自治体の制度をもとに作成した各機能の流れになります。

続いて、5ページ目をごらんください。

ここでは、これらの各機能に従って、順に検討項目の概要を前回と同様にまとめております。

初めに、相談機能のうち、子どもの定義についてです。

ここでは、対象者は、条例と同じく本市に居住する18歳未満の子どもを原則とする。ただし、高校に在学中で18歳の者は含める。なお、本市以外の子どもが札幌市内の施設等に通勤、通学している場合も対象に含める必要があるというようなまとめをしております。

次に、相談の対象についてです。

ここでは、原則としていじめや虐待等の子どもの権利の侵害を対象とする。ただし、子どもに寄り添った機関とするため、権利侵害を限定的にとらえるのではなく、どのような悩みでも広く受け付ける形で広報する必要があるという形でまとめております。

次に、相談機能に求められることをご紹介します。

ここでは、子ども本人や子どもとかかわる大人からの相談を受けますが、子どもの視点に立ち、子どもたち自らが問題解決に向けて自信を持って取り組んでいくことができるようなアドバイスをする必要があるという形でまとめております。

最後に、相談機関の工夫として、相談時間、場所等は、子どもにとって身近で利用しやすい制度とするための工夫が必要であると挙げております。なお、この項目につきましては、今後、子どもとの意見交換を行っていただくなど、誰からも親しまれる制度を考えていくことになると思いますので、具体的な制度設計の検討が終わりましたら、別途、検討していただきたいと思います。

次に、調査機能のうち、申立てについてです。

まず、さきに申しあげましたように、相談機能については幅広く受け付ける形になると思いますけれども、申立てができる事項といたしましては、子どもの人権に係る個別救済に関する事項を原則にする必要があること、また、申立てをできる人として、子ども本人や子どもにかかわる大人はもちろん、施設職員や匿名の人、第三者の個人なども含めて考える必要があること、それから、申立ての方法として基本的には文章での申立てではあるが、子どもが申立てすることを想定して口頭による申立ても可能とすることなどを挙げております。

次に、調査の方法についてです。

まず、先ほども申しあげましたように、条例設置でありますことから、市の権限が及ぶ市の機関に対する調査と、権限が及ばない市の機関以外の調査とに分けて考える必要があり、このうち市の機関に対しては、関係部局へ事前通知して調査を行い、さらに資料の提出及び説明を求めることができるということを挙げております。

続いて、6ページに移ります。

市の機関以外、道立、国立、民間等に対して調査の必要があるときは、資料の提出等について協力を求めることができます。その際には、調査の目的、調査内容の取り扱いなどを十分説明し理解を得る必要があるという形で二つに分けてまとめております。

それから、調査の対象外というものを挙げております。

調査できない場合として、裁判やオンブズマンなど、他の制度に請求している場合、議会に請願や陳情を行っている場合、正当な理由を除き、人権侵害行為があった日から3年を経過している場合などが考えられるということでもまとめております。

次に、自己発意の調査です。

申立てがなされない場合でも、客観的に見て調査する必要がある場合や匿名で取り扱うことが必要な場合などには、自己発意により調査ができるものとするという形でまとめております。

次に、調整機能です。

これは、先ほども少し申しあげましたとおり、申立てを受けた後、当事者間で解決が困

難な場合、間に入って相互理解を深め、話し合いにより解決をする方法として調整活動を実施するということが原則になるかと思えますけれども、相談段階から事実上の調整活動を行うこともあり得るといってまとめさせていただきます。

次に、勧告機能、意見表明機能、是正要請機能をまとめております。

初めに、それぞれの機能、権限についてでありますけれども、勧告、意見表明、是正要請のそれぞれの機能は先ほどご説明したとおりでございます。市の機関には勧告、意見表明を、市以外の機関等には是正要請を行うことができるという分けをしております。また、各権限を施した後の処置についてですけれども、市の機関については、勧告、意見表明を受けた場合、救済機関に措置した結果について報告しなければならないというまとめをしております。

最後に、公表機能であります。

市の機関に対しては、勧告、意見表明の内容、経過措置報告の内容を公表できるものとするとしております。また、市以外の機関に対しては、条例上では公表規定を特に設けませんけれども、社会的に影響があると判断される場合には、特定の個人、施設ということではなくて、是正要請の全般的な概要として救済機関の運営状況等を市長に報告、公表できるものとするというまとめをしております。

以上が各機能をポイントとして箇条書きでまとめたものでございます。

続きまして、資料の7ページの組織のあり方についてご説明申し上げます。

初めに、組織の概要についてであります。

基本的な組織概要についてというところをご覧いただきたいのですが、救済制度は、子どもが安心感を持って相談できる制度とするとともに、相手方や関係機関等から権威を持って迎えられる制度とする必要がある。したがって、高い専門性、公平性の確保を有して問題解決を図るために、市の組織から一定程度の独立性を有した機関を設置しなければならない。このことから、地方自治法上の附属機関として設置することが望ましいというようにまとめております。

次に、組織の概要としては、1 相談部門、2 調査部門、3 勧告、意見表明、公表等の審査部門という形の3層に分けて考える必要があるとしております。他の自治体では、川西市や川崎市のように、相談部門と調査部門を一体としている制度の例もございますけれども、札幌市の人口規模を考えますと、相談部門には相当数多くの件数が寄せられることが想定されます。また、調査部門、審査部門の専門性をより明確にさせるためにも3層に分けて制度設計することが望ましいという形でまとめてさせていただきます。

次に、審査部門の運営についてであります。

各種の案件の処理に当たりましては、埼玉県で行っております合議制による委員会方式と、川崎市、川西市が行っておりますオンブズマンという独任制の方式という2通りが考えられます。委員会方式は、多様な視点で慎重な判断ができるという利点がございます。しかし、ここで言う救済制度は、個別救済という性格上、迅速性、専門性が求められると

ということから、そちらの方に有利な独任制の方が望ましいという形でまとめさせていただいております。

次に、組織の人材についてであります。

初めに、相談部門の人材についてでありますけれども、相談員は電話相談を中心に面接相談も実施しますが、子ども本人や保護者等から相談を受け、子どもが自らの力で次のステップを踏めるよう支援する必要があるがございます。したがって、子どもの相談業務についての専門的知識と豊富な経験を有した職員を配置する必要があることを挙げております。

また、さきに実施しました「子どもの安心と救済に関する実態・意識調査」から、「自分が話したいことを何でも話せる人は誰か」という問いに対して、最も多かった回答は「友だち」が73%であったこと、表現能力が十分でない子どもにとっては親しみやすい相手を求められるということから、比較的若い世代の相談員の配置も望まれる、とまとめております。

次に、調査部門の人材についてでございますけれども、調査部門は、申立てに基づいて、相談員から引き継いだ事案を調査し問題解決を図るといった審査部門の補助的役割を担うものでございます。また、場合によっては、相談段階から調整活動が必要になるということも考えられます。

8ページ目に移りまして、調査部門の人材としては、これらのことから、子どもの人権問題に優れた識見を有する人材が求められ、教育、福祉、臨床心理の有資格者など、一定程度の知識、経験を有している者を配置する必要があるという形でまとめております。

最後に、審査部門の人材でございますけれども、審査部門は、相談員、調査員を統括するなど、救済制度を代表するとともに、勧告、意見表明、公表等を行うものであります。したがって、人格が高潔で、社会的信望が厚く、子どもの人権問題に関して優れた識見を有する必要があることから、学識経験者、法律の専門家であることが求められます。さらに、選任に当たっては、中立性、権威性を持たせるために、議会の同意事項とするなどの配慮も必要であるという形でまとめさせていただいております。

次に、事務局体制でございますけれども、附属機関の庶務を担当するために札幌市に事務局を設置する必要があるがございます。この事務局の設置に際しては、救済機関の公平性、中立性を考慮するとともに、その機能を十分発揮することができるよう、市長部局に置くことが望ましいというまとめをしております。

最後に、4番目の他機関との連携についてです。

これは、先週も話題に出ておりましたけれども、札幌市にも既存の相談機関が複数ございます。相談内容によって、関係する他機関との情報交換、意見交換などを行い連携を強固にする必要があること、さらに、調査等の実施に際しては、教育委員会を初めとした関係機関等との緊密な連携のもとに行う必要があるという形で記載しております。

少々長くなりましたが、事務局からの説明は以上でございます。

座長 ありがとうございます。

ただいま事務局の方から、他の自治体の救済制度の例、さらには私との事前の打ち合わせを経まして、救済制度の機能や権限、組織のあり方についてまとめたものを説明していただきました。

もちろん、この資料に書かれていることをもってすべてが言い尽くされているわけではありませんので、今後の議論の中でさらに検討項目を加えて、よりよい制度設計を目指していかなければならないということは言うまでもありません。以下、4ページの各機能の流れ、そして、それをもとにしたまとめられた5ページ、6ページの各機能の検討項目を見ていきたいと思えます。

その前に、ただいまの説明に関して、全般的にわからない点、理解できなかった点があればありましたら質問をしていただきたいと思います。

E委員 4ページのそもそもの制度設計についてです。

この制度の一番の重要なものは真ん中の(3)の調整機能だと思うのですが、それが改善されない場合に、3通りのものに分類されています。そして、市の機関については勧告機能と意見表明機能、市以外の機関、市民等については是正要請機能と3通りに分類されております。先ほど、市の機関以外のものについては勧告機能等を持たせるのが困難であるというご説明があったのですが、権利を侵害される子どもの立場になると、侵害する機関が市の機関であるか、それ以外の機関であるかは全く関係ないのです。救済する必要性はどちらも同じで、市の機関とそれ以外にどうしても分けなければならないのか、言いかえれば、市以外の機関に勧告機能を持たせることが困難だという根拠は何でしょうか、その点をご説明いただきたいと思います。

座長 今の点で何か事務局から説明できることはありますでしょうか。

基本的には、これまで行われている他の自治体を参考にしながらつくっているのですが、その点で何か説明できることがありましたら出してください。

事務局(子ども未来局大古課長) 勧告してはいけないということはないのだろうと思えます。結局、市長の附属機関ということになりますので、市に対してはかなり権限を振るえるというか、市長が権限を持っていることに対して実施できるのですけれども、国や道の機関に対して市長がどこまでお願いできるかということになると、これはちょっと差があるのだろうと考えております。ですから、各自治体とも、そこまで強い言い方はできないので、是正要請をするぐらいなのだろうというところにとどまっているのだろうと思えます。やってもらいたいという中身は同じものだと思うのですが、表現と強制力において差があるので、こういうような分けがされているというように理解しております。

座長 E委員、今の説明でよろしいでしょうか。

E委員 調整機能が非常に効果的になされるためには、勧告機能や意見表明機能が背景にあるからこそ調整機能がうまくいくという側面もあると思うのです。ですから、先ほども申し上げましたように、侵害される者の立場になると、そういうくくり方が果たして妥当なのかどうかというのは疑問に思えます。

ただ、現実問題として、確かに札幌市の機関に対しては調査に入りやすい、勧告しやすい、それを是正せよと言いやすいという側面はわかるのですが、この制度を効果的に運用するためには幅広く勧告機能を持たせることが必要なのではないかという印象は持っています。

私も、今の段階でそれ以上突っ込んで、道やその他国の機関に対して市の機関がそういうことをどの程度言っていけるのかということまでは細かく考えておりませんが、果たしてそれが可能かどうかということは考えたいと思っています。

座長 それは、それぞれの項目をこれから扱いますので、そこで議論していけばよろしいのではないかと思います。今の段階は、あくまでも、先ほどの説明に対してわからないところがあったらお尋ねするということになっております。

全体的な説明に関して、ほかにどうでしょうか。

まだ意見を示す場ではありませんので、その点に気をつけながら話してください。

F委員 8ページの事務局体制について、1点、確認させてください。

「その機能を十分に発揮することができるよう、市長部局に置くことが望ましい」とありますが、これを市長部局に置かないとなりますと、これは教育委員会に置く形になるのでしょうか。

事務局（子ども未来局大古課長） 教育委員会という限りではなくて、ほかの行政委員会もあります。執行機関として教育委員会をはじめ、いろいろな委員会がございますので、それとの絡みでいったときには市長部局に置くべきだろうと思います。特に、教育委員会というのは当事者になる可能性が非常に高いところなので、そちらに置くよりは、第三者的な位置を確保するためにも市長部局に置いて少し距離を持たせた方がいいのではないだろうかというような意味合いでございます。

F委員 わかりました。ありがとうございます。

G委員 7ページ目の組織のあり方ですけれども、基本的な組織概要についてというところで、「組織の概要としては、『相談部門』、『調査部門』、『審査部門（勧告、意見表明、公表等）』の三層に分けて考える必要がある」と書かれております。この部門という分け方というのは、機能の流れというところでは相談、調査、調整が機能としてあらわしているのですけれども、なぜここで急に「部門」という言葉が出てきているのでしょうか。

それから、調整機能というものはどこに含まれるのでしょうか。

座長 二つの点について質問がありました。

事務局（子ども未来局大古課長） 「部門」という言い方ですが、組織をあらわすために「機能」という言葉を使わなかっただけで、取り立てて、「部門」という言葉にそれほど意味はございません。

それから、調整機能については、先ほどの説明の中にもありましたように、調査部門にくっついているのですが、相談を受け付ける中で一言言ってあげるという程度の話が入る

と調整機能に入ってしまうものですから、調整部門は、1番の相談部門か2番の調査部門のグレーゾーンにあるだろうということで、あえて、どちらにくっついているという言い方はしておりません。

座長 G委員、いかがでしょうか。

G委員 すみませんが、ちょっと理解が難しいです。

オンブズパーソンは独任制ということで、この後、審査、運営方法について独任制方式とすることが望ましいというふうに述べられているのですけれども、そういう方式をとっているのに部門というふうに分けて考える必要があるということは理解できないです。矛盾とまでは言えないのですけれども、何か違うような気がします。うまく言えなくて申しわけありません。

オンブズパーソンの独任制という形をとっているのに、なぜ3層の部門によって考える必要があるのでしょうか。「機能」ではなくて「部門」という呼び方で組織というふうにする必要があるのでしょうか。

事務局(子ども未来局大古課長) 2層、3層の問題については、前に吉田先生の講義にも出てきていました。オンブズパーソンは独任制ですけれども、相談から全部1人で持つという話になると、相当たくさん的人数が必要になります。ある程度機能を分散しておかなければ、何十人もオンブズパーソンが常時張りついていないと組織が維持できなくなります。オンブズパーソンの専門性を発揮する場面でない部門が非常に大きくなって効率がよろしくないという意味で部門が分かれるということです。ただ、その部門が三つに分かれるか、二つに分かれるかというのは、制度設計をする中で考えていかなければならないというお話でございます。

独任制の中で、これらの相談部門、調査部門をオンブズマンの指揮命令の中に入れることによってオンブズマンの機能を発揮するというのが、この3階層に分ける考え方です。

座長 いかがでしょうか。

G委員 今のお話の内容はわかりました。

ただ、オンブズパーソンが持っている機能をそれぞれ手足となって担う役割のところがあるということと、3層の部門に分けて考えるということが一緒だというふうに私は思えないのです。

座長 今の点をうまく図示しながら説明できませんか。そうすると、わかりやすいような気がいたします。事務局の方でいかがでしょうか。

事務局(子ども未来局田中職員) オンブズマンの仕事の中に、相談機能や調査、調整、勧告、意見表明等々の機能が全部あるかと思えますけれども、これらの機能はオンブズマンの指揮のもとに全て行われます。このオンブズマンというのは、当然、山のようにいるわけではありません。何人になるかわからないのですけれども、他の自治体で多いのは、2人や3人という形になっていますので、札幌市もそのような形になると思います。

まず、子どもたちが何をやるかという、いきなり調査や勧告をお願いするわけではな

くて、最初は、相談を幅広く受け付けるという形になると思います。まずは、相談というところで対応します。

ここはニーズがすごくあって、制度設計はこれからなので相談員は何人かわかりませんが、何人かの相談員がいて、ここで対応することになると思います。

そして、ここの相談でうまくいかない場合に、次の段階として、先ほどの調査や調整機能があります。必要に応じて、調整活動は相談の段階からするかもしれませんが、大体、こういったものが次の段階にあります。当然、ここにも調査するための人材が何人か必要になります。

ただ、先ほどの説明の中にもありましたように、一部の自治体ではこの相談員と調査員とが一緒になっているところもありますし、このように別々のところもあります。

そして、これでもうまくいかない場合、最後は勧告や意見表明等の権限を有する機能という形になります。これは、勧告や意見表明をやるべきだということを相談員の段階から決めるのではなくて、最後は権威を持った2人、3人の方がやるべきだろうということです。

こういうような図示になるのかなと思います。

そこで、この前の吉田先生の講義にもありましたこの2層、3層という問題はあるのですけれども、いったん3層に分けて考えていったらいかがでしょうかというのが資料作成の意図だったのです。

言葉の問題ですが、組織ですので、このことを端的にあらわすために何がしかの言葉をつけないといけないので、今回、「部門」という言葉を使わせていただいたということで、深い意味があるわけではないということです。

G委員 わかりました。

ほかの都市では、相談も救済の申立てもオンブズマンに対して行うという条例になっていますし、先ほど説明の中で、こういうふうに部門分けをして審査部門をオンブズマンと呼ぶという言い方もあったと思います。そういう考え方ではなくて、統括してオンブズパーソンというものがあって、その手足となる調査・相談員がいるということで、申しわけないのですが、私はこの文章からそれを読み取ることができなかったので質問させていただきました。

座長 今の説明でわかりましたでしょうか。

G委員 はい。

座長 それでは、ほかに全体として何か質問がありましたら出していただきたいと思います。

質問については、このあたりでよろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

座長 もし、議論を進める中でまた質問等が出てきましたら、その都度、扱っていきたいと思います。

それでは、これから具体的な項目について検討していきたいと思えます。

まず、(1)の相談機能について検討いたします。

相談機能については、まず、子どもの定義が出てまいります。その子どもの定義に関して言いますと、先ほどの事務局の説明の中にもありましたように、年齢については条例本体の子どもの定義の規定と深く関係していくということになります。そういうことでここに書いたような内容をあらわしているわけですが、まず、この定義につきましてご意見がございましたら出していただきたいと思えます。

副座長 対象者のところで、ここでは高校に在学中で18歳の者となっているのですが、高校に在学していても19歳の方や20歳の方がいらっしゃいます。特に、定時制、単位制その他ですね。そういう場合はどうなるのでしょうか。

座長 ここでは18歳となっているけれども、実際に高校では19歳の人がいる場合があるので、そういう点についてはどう考えるのかということです。

なお、その点に関しては、既に川崎市や川西市ではそういう問題についてどう処理するかということが具体的に示されているのではないかと思えます。事務局の方でその点について何か示すことができるものがありましたらお願いいたします。

事務局(子ども未来局伊藤係長) 川崎市、川西市の状況でございますが、条例では、本市と同じように、18歳未満というような原則的な規定をしております。今、札幌市の当初の条例案でも、定義のところで、「その他これと等しく権利を認めることが適当である者」という言い方をしております。

川西市では、施設や学校などで18歳に満たない子どもと同じところに通っている子どもについては19歳も対象になるというような定め方をしています。

川崎市は、特段、19歳という表記は出てきておりません。

座長 ということは、川西市では、規則でそのあたりを少し弾力的に扱うということで、19歳という文言を使っているのですね。

副座長 実際には19歳以上の方でも高校在学中の方がいらっしゃるわけですが、例えば、高校在学中の生徒、もしくは18歳というふうに並列的に並べるのはいかがですか。そうなりますと、社会人だった場合は18歳未満なのではないでしょうか。

座長 今の点を教えてください。

事務局(子ども未来局伊藤係長) 川西市の規則の規定を読み上げますと、「条例第3条第1項に規定する規則で定める者は、年齢が18歳又は19歳で、18歳未満の者が在学する学校に在学しているものをいう」という定め方になっております。例えば、社会人の方の場合は、条約のそもそもの考え方が18歳未満でございますので、あくまでもその例外規定という考え方だと思えます。

座長 いかがでしょうか。

副座長 納得するような、しないような感じです。

実際に、単位制の高校や通信制の高校の場合では、20歳の方が在学していらっしゃるこ

とがあるのです。

事務局（子ども未来局伊藤係長） この規定から読みますと、多分、20歳の場合は在学になっていても対象にならないのではないかと思います。ここの20歳という考え方が日本の民法の未成年という考え方との兼ね合いで20歳未満ということで、18歳、19歳のところまでカバーしたものだというふうに考えております。

座長 どうでしょうか。

副座長 よくわからないのですけれども、実際に19歳、20歳の人が学校で権利侵害に遭遇した場合は、たとえ学校で起こっても、こういうところではないところに申立てをしなければならぬということになるわけですね。

事務局（子ども未来局伊藤係長） 19歳については、今の議論の中で検討していただいて構わないと思いますけれども、子どもの権利条例をもとにした救済制度というふうに考えると、子どもの定義はそもそもという部分からの考え方になりますので、20歳以上の場合はどうなのかというところではありますが、日本の法制度上の未成年という考え方との整合性からすると、それぐらいまでなのかなという感じはしております。

座長 よろしいですか。

副座長 ありがとうございます。

座長 今、年齢面でやりとりがありました。

ほかに子どもの定義の部分についてはどうでしょうか。ほかに意見がございましたら出していただきたいと思います。

さらにつけ加えることは何かありますか。

事務局（子ども未来局伊藤係長） つけ加えるわけではないのですけれども、今、副座長から19歳というお話がございましたので、そのあたりのところも議論をしていただければと思います。

座長 19歳になった人が権利侵害等を受けた場合に、我々としてどう考えたらいいかということですね。

いかがでしょうか。

基本的には、学校教育法によると、高校生というのは18歳未満だけではなくて18歳になった者ということになりますけれども、実際には19歳の方が来られているケースが、例えば定時制の高校の場合には見られるわけです。そういう場合に、定時制の高校等において権利侵害等の問題が生じたときに、19歳の子については18歳未満でないからだめだということはちょっと難しいのではないかと思います。そういうことからすると、19歳の子も、少なくとも学校に在籍している場合については、例外と言うと語弊があるかもしれませんが、そういう方も認められるようにした方がよろしいと思います。その点はいかがでしょう。

H委員 もともとの条約は18歳未満ということですね。ただし、それぞれの国のシステムがありますので、その国のシステムに応じた形の条例をつくっていくと、条例をつくる

という中にはそういう趣旨もあると思うのです。副座長もおっしゃったように、日本の定時制は4年制ですから、最初から19歳という可能性があるということですね。20歳の場合は、日本の法制上、民法の問題もあって未成年ということと考えるということであれば、19歳まで含んでもいいのではないかと私も思います。

座長 今、H委員の方からも19歳を含んでもいいのではないかというご意見が出されました。

ほかの方はいかがでしょうか。

F委員 H委員と同じような意見ですが、日本のシステム的には、例えば病気で1年留年した場合も19歳で高校に在籍する可能性もあると思いますので、僕も19歳は入れてもいいと思います。

座長 今のF委員の意見も、18歳を原則とするというふうを考えつつ、19歳も入れてもいいのではないかとということですね。

H委員 あくまでも高校に在学という意味での19歳です。だから、社会人になったら、やはり18歳未満ということになるのではないのでしょうか。

座長 在学中の者というふうを考えていくということですね。それ以外については特に考えなくてもよいということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

座長 それでは、年齢については、18歳未満を原則するというとらえ方をしつつ、なお、在学中の者に関しては19歳の者も含まれてくるというふうに考えていきたいと思います。

それ以外に、子どもの定義について、つまり年齢以外の部分で何かありましたら出していただきたいと思います。

E委員 なお書きのところに、「本市以外の子どもが、札幌市内の施設」とあるのですが、逆に居住地が札幌で施設が札幌以外の場合は、当然、対象外ということによろしいのでしょうか。

座長 居住地が札幌ですね。

E委員 これでは、居住地が札幌の人が市外の施設に通っている場合はこの対象にならないという構成ですね。それでいいということですね。

座長 かなり微妙な問題を含んでいるのだと思いますが、今、E委員から問題提起が一つなされました。札幌市在住の子どもが他の施設、つまり札幌以外に行っていることもあるわけですね。例えば私立高校など、札幌以外の高校に行っているというケースがありますね。これから石狩が1区になりますと、札幌市在住の子どもが道立の北広島の高校などに行く場合にどうなのかということだと思います。

副座長 「対象者は、条例と同じく本市に在住する18歳未満の子ども」ということで、「本市に在住する」が一番最初に来ていますので、ほかの施設に行ってもそれはかぶってくると私は理解したのですが、どうでしょうか。

ですから、例えば市外の高校に通っている子どもも本市に在住しているのであれば問題

なく対象になると考えていますが、どうなのでしょう。

座長 今、事務局の方でそのあたりの資料があるようですので、お願いします。

事務局（子ども未来局伊藤係長） これは、いわゆる条例の属地性の部分があって、基本的には市の区域内に対して効果があるという原則的な考え方がございます。

川崎市の条例では、対象とならない者という中で、第15条で申立てについていろいろ書いてあるのですが、調査を行わない規定として、「申立ての原因となった事実が市の区域外で生じたものであるとき」というような定め方をしております。

それから、川西市については、そこまで明確な文言ではないのですが、本市内の子どもの人権にかかわる事項についてというような言い方をしております、恐らく、そのことを表現したものではないかなと思っております。

座長 今、事務局の方からの説明を参考にしながら、さらに議論を進めていきたいと思えます。

H委員、どうぞ。

H委員 文言を読むと、副座長がおっしゃったような読み方ができると思うのですが、問題は、今の事務局説明にもありましたけれども、札幌市外の施設で物事が起きたときに、札幌市がそこに対して調査などが可能かということですね。だから、そこがどうかという問題が明確にならないと結論を出せないのではないかなという感じがします。

座長 そうですね。果たして権限が及ぶのかという問題が当然出てきますので、そのあたりはどうかということがH委員から指摘されました。

I委員、どうぞ。

I委員 第1章の総則の第3条第2項に、「市は、市外においても子どもの権利が広く保障されるよう、他の公共団体等に対し協力を要請し、働きかけを行うものとします」とあるので、やはり、それぐらいのところまで抑えておいた方がいいのではないかと私は思います。

座長 協力要請ぐらいまでにとどめるべきではないかというご意見ですね。

この点で、ほかの委員の方はいかがでしょうか。

H委員 考え方として、実際にどこまでできるかということはありませんけれども、今、I委員からありましたように、基本的にこの条例は札幌市に在住する子どもたちを守るためにあるという理念から言えば、住んでいる子どもたちが外で何か人権侵害が起きたときも可能な限りアプローチする姿勢が必要なのだと思うのです。そうだとすれば、含むと考えた方がいいのかもしれない。ただ、どこまでできるかということについて言うと、施設、施設によって十分できないこともあり得ると思いますけれども、入れないのだという考え方はちょっとまずいかもしれないという気がします。

副座長 4ページ目からの流れでいきますと、対象となる子どもたちは市の子どもたちであるけれども、市以外のところで問題が起こったときに、フローチャートで言えば、市以外の機関に対して是正要請機能を持つといった流れになるのでしょうか。

ですから、相談を受け付けないということではないと思うのです。一番最初の相談機能のところでの子どもは札幌市の子どもであれば誰でもというふうに考えた方がいいような気がします。

座長 その点は問題ないと思います。

そうではなくて、今、問題にしようとしているのはその後のことです。

実際にそういう場合に、オンブズパーソンとなるかどうかまだわかりませんが、市がそういう施設に行って調査あるいは調整までできるかどうか問題になってくるのだと思うのです。そういう意味では、I委員がおっしゃったように、協力してもらおうという点で言えば全く問題ないと思うのです。ですから、どこまでできるかということですね。

それが、今後もこの問題では出てくるとは思いますけれども、I委員がおっしゃったように、そういう問題について、この制度がしっかりと、例えばこの点についてはどうなのだろうかという形で何らかの協力をしてもらおうということまででしたら可能だと思います。

ということで、全く何もしないという趣旨ではなくて、行動をとることはできるけれども、具体的な権限ということと言うと、その権限はかなり絞られてくるだろうということになっていくと思います。

ただ、その点はもう少し後でさらに議論する部分がありますので、そこで話をしていきたいと思っておりますが、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

座長 それでは、E委員から出された問題については、決して何もできないということではなくて、それについて、少なくとも他のいろいろな施設にきちんと協力してもらおうことはできるということで、この場ではそのぐらいのまとめにさせていただきたいと思いません。

それでは、この子どもの定義についてはこのぐらいでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

座長 よろしければ、次の相談の対象についてです。

ここでは、原則として子どもの権利侵害というものを対象としますが、運用上は広く相談を受け付けていこうという考え方で書かれております。

これについて、何かご意見がございましたらお願いいたします。

G委員 前回、救済制度の必要性のお話の中で、副座長とH委員から、子どもの権利の侵害はいじめと虐待に限定されるものではない、また周囲の状況と非常に密接に関係している複合的な関係の中で生み出される権利侵害だというお話がありましたので、できる限り広い形で子どもの悩みを受け付ける考え方は非常によろしいのではないかと思います。

座長 このようなとらえ方でいいということですね。

ほかにご意見はございませんでしょうか。

H委員 条例の第3章に子どもの権利が書いてありまして、そこに安心して生きる権利、自分らしく生きる権利、豊かに育つ権利、参加する権利が書かれておりますね。ですから、

基本的に権利の侵害というものはこの権利の侵害ということになるのではないかと思いますので、いじめや虐待と書いた方がわかりやすいと思いますけれども、例えば「条例第3章に示すような」という表現の方が包括的になると思います。つまり、権利侵害は何なのかを示しているので、そういう表現にした方がいいのではないかと思います。

座長 この中に、いじめや虐待等の子どもの権利の侵害というだけではなくて、第3章に示されているような子どもの権利と。つまり、いじめや虐待等は示していいわけですね。いじめや虐待等、第3章に示されているような子どもの権利の侵害ということになるでしょうか。

そういう意見が出てまいりました。

副座長 前の吉田先生の講義の中で、たしか、救済制度のところに寄せられる相談件数はそれほど多くなかったような記憶があるのですが、事務局でそのあたりを押さえていらっしゃるのでしょうか。

座長 事務局、いかがですか。相談件数は余り多くなかったのではないかという話を伺っているけれども、そのあたりはどうかということです。

事務局（子ども未来局伊藤係長） 第1回目に川西市、川崎市、埼玉の状況を示した1枚物の資料をお渡ししておりますが、例えば埼玉県では、子ども1,300件、保護者528件、その他を含めて2,000件ぐらいの相談件数があるということでございます。ただ、そこからさらに申立てまで発展したようなケースとなると、ぐっと少なくなるかと思えます。

座長 今、調べるのが難しいようでしたら、後日でも結構ですね。

副座長 はい。

子どもたちにこういう救済機能のある相談機関があるから相談してごらんと言っても、実際には、例えばいじめの相談に関してもなかなか電話がないという状況が、札幌市でも、近郊のまちでもあると思うのです。むしろ、相談機能の中に各相談機関からの紹介という方が実効性はあるというふうに思います。要するに、各相談機関にしっかりと趣旨を説明する中で、各相談機関が扱っている相談の中から、ここに行けばあなたは救済されるのだという紹介がないと、相談はすぐにしりすぼみになると思います。

最初にセンセーショナルに取り上げられるときはわっと電話が来るのですが、その後、ぐっと下火になる状況がどこにでもあるのですね。もちろん、子どもたちから直接吸い上げることもうたっていいと思うのですが、基本的には相談機関とのコンタクトを密接にとる中で、本当に救済の必要なケースをすくい上げていく方が実効性はあるのではないかと思います。それで、実際に救済にかかるのはどのぐらいかと思ってお聞きしたわけです。

事務局（子ども未来局伊藤係長） 吉田先生からいただいた埼玉県の報告書では、相談全体が2,000件ということでございまして、具体的に調査員が活動したようなケースはそのうちの100件ぐらいということです。他機関からの紹介は、数字的には出ていないようです。

副座長 そうしますと、その後の調整機能にかかったものもわからないということですか。

か。

事務局(子ども未来局伊藤係長) 調査機能にいった件数が100件余りということでございますが、これは、実際の相談自体が2,000件ある中で具体的に調査専門員が活動した件数です。いわゆる相談だけでは改善しなかったものだというふうに考えますけれども、18年度で107件というふうに出ております。

副座長 そのもっと下の改善されない場合の勧告などはどのくらいになっているのでしょうか。

事務局(子ども未来局伊藤係長) 埼玉県は勧告などの例はございません。川崎市の例でも、たしか年間で二百数十件ほどの相談はあったと思うのですが、実際に申立てまでされているのは十数件でございます。勧告も、ないか、あって1件ぐらいの感じだと思います。

副座長 わかりました。ありがとうございました。

H委員 後で言おうと思っていたのですが、今の副座長の話は、相談機能の中に相談の方法が書いていないということだと思っております。例えば、電話とか、面接とか、今の他機関からの紹介とか、そういうことを機能の中に書いておいた方がいいのではないかと考えていましたので、そこにつながるのかなと思います。

座長 図の方ですか。

H委員 いえ、相談機能というのは、子どもの定義について、相談の対象について、相談機能に求められること、その他相談機関の工夫となっているのですけれども、ここに相談の方法を書いた方がいいということです。だから、紹介のこともその中に含めて書いていただけたらいいのではないかと思います。

座長 相談の方法という項目が抜けているのではないかとということですね。

それでは、その点については指摘をいただきましたので話すことにして、今、問題にしているのは相談の対象についてですが、この部分についてほかにご意見はございますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

座長 なければ、次に進ませていただきたいと思います。

次は、相談機能に求められることについてです。

ここでは、代表的なこととして、子どもの視点に立ち、子どもたち自らが問題解決に向けて自信を持って取り組んでいくことができるようなアドバイスをする必要があると記載しております。もちろん、これ以外にも救済制度全般にわたって求められることとしまして、先週の議論の中でも話題になっておりましたけれども、ここでは、相談機能に限った部分として、ここに記載の項目以外に何かつけ加える点がありましたら出していただきたいと思います。

いかがでしょうか。

G委員 「子ども本人または、子どもとかかわる大人から相談を受けるが」とあります

けれども、吉田先生の講義の中でも、子ども自身の気持ちや子ども自身の意向をまず尊重するのが非常に大事だというお話がありました。ですから、本人がすごく嫌がるのを無理してというのはいけないのですけれども、子ども本人の意見表明というか、気持ちを聞く機会を盛り込むというのは、通常、通過するというか、普通の手続としてあるといいなと思います。

座長 段階を経てほしいということですか。

G委員 この相談機能に求められることだと、「子ども本人または、子どもとかかわる大人から相談を受けるが、子どもの視点に立ち」となっていて、子どもの意向を聞くとか子どもの意見を聞くという言葉が入っていないので、それを入れていただきたいというふうに思います。それで、子どもたちが自信を持って取り組んでいくことができるように、そちらに子どもが主体的にかかわっていくためにも、子ども自身が自分の言葉で相談員に伝えるということが大事なのではないかと思います。

座長 今、おっしゃったことは、まず最初の基本だということですね。まず、子ども本人から意見を聞くという意味でおっしゃったのでしょうか。

G委員 段階というのは、インテークが誰からあるかということで、副座長のお話だと、相談センターで子どもから来るケースはなかなか少ないということでしたが、H委員のチャイルドラインですと、実際に子どもからのお電話が多いということでした。それは、その子一人一人のケースに合わせてということになると思うのですけれども、子どもが自分の問題に主体的にかかわっていくには、周りが支え、支援する形で、子ども自身の口で自分の気持ちやこういうことを望むということを伝えて外に出していくお手伝いをするのが大事なのではないかと思います。

座長 今の点はよろしいでしょうか。

G委員のお話は、ここに書かれていること以外に、子ども本人の意見を聞く、子ども本人が意見を言うことが大事なのだというのもこの中に取り入れてはどうかということです。

事務局の方から、その点について何かありましたらどうぞ。

事務局（子ども未来局伊藤係長） 1点、確認させていただきたいと思います。

子ども本人の意見を聞くとか意向を尊重するということは、吉田先生がおっしゃっていたとおり、非常に大事な視点だと思っております。そのときに、申立てとか、さらに調査や調整が入る場合はそういう部分が非常に重要になってきて、子どもの意向を大事にしていかなければいけないと思います。

一方、相談自体で終わってしまうような場合があると思います。例えば、親御さんが子どもとのかかわりをどうしたらいいかということを心配して相談されてきているだけという場合もありますので、そういった部分はどのように考えたらよろしいかという確認をしたいと思います。

座長 今の点について、特に何かありますか。

G委員 その親御さんは何を相談されたいのでしょうか。子どもの気持ちを知りたくてでしょうか。具体的な相談ということでなければ、ちょっと難しいのですが。

副座長 私が浮かびましたのは、例えば、学校でトラブルが起こった子どもたちの親御さんが、非常に興奮して相談機関に相談を寄せるのです。でも、実際に子どもさんはそんなことはどうでもいい、そうではなくて、今、自分は前に進みたいのだという場合には、そういう形で親御さんがこちらに相談に来て、子どもは、そんなことは一切話したくないということもあり得ると思うのです。いろいろなケースがあると思うのです。

ですから、必ずしもその子どもから意見を聞く、子どもの気持ちを尊重するということが必要ならばそのケースは終われないわけではないという意味だと思います。臨機応変に、相談を受ける方のさまざまな判断が働くと思います。ですから、手続として入れてしまうと、ちょっと窮屈になると思います。

大体、思春期の子どもは外部に向かってほとんどしゃべってくれません。特に、相談というと、病気扱いするなと怒られてしまったりしますので、必ずしもそこは通らなくてもいいかと思います。

ただ、申立てとか、いろいろな調査機能になると、しっかりと聞いていく必要があると思います。

座長 ということは、この相談というものを幅広くとらえていけばいいということですね。相談をしたいとって来るときに、いろいろなパターンがあるので、それをあるものでくくってしまうと、きつくなってしまわないか、かえって、このぐらいの方がいいということになりませんか。

副座長 そうですね。相談機能のところではそう思います。

座長 G委員、いかがでしょうか。

G委員 わかりました。ありがとうございます。

座長 それでは、よろしければ、この点についてはこの辺で終わりにしたいと思います。

次に、その他相談機関の工夫として、子どもにとって身近で利用しやすい制度とするための検討を行うということが記載されております。この点につきましては、今後、我々と子どもとの意見交換を行う予定がございますので、それも踏まえた上で、その他相談機関の工夫について議論するのがよろしいのではないかと思います。したがって、きょうは、この項目は抜いて次に進みたいと思います。

その前に、そろそろ1時間半近くたっておりますので、ここで一たん休憩をとりたいと思います。

8時5分まで休憩をとりたいと思います。

[休 憩]

座長 それでは、再開いたします。

先ほど来、相談機能という点について話し合っていたわけですが、その際に、ここにはあらわれていなかった相談の方法を項目に加えてはどうかということで、それでいいだろうということになりました。その点について、H委員から何か考えていることがありましたら、まず出していただきたいと思います。

H委員 実は、組織の人材のところ、電話相談を中心に面接相談を実施するというふうに書いてあるのですが、やはり、組織の前に機能としてこういうことにかかわる項目が挙がっていることが必要だろうというふうに思いました。

子どもや大人たちから直接相談を受けるという場合には電話と面接というものがあるかと思いますが、例外的な場合として、ファクスやメールは果たしてどうするかという問題もあるかと思いますが、さらに、間接的に受け付ける場合は、他機関の紹介ということを含めて、実際に直接会うときは電話や面接であると思うのですけれども、そういう項目も含めて入れるということが必要なのではないかと思います。

例えば、ファクスでの可能性が一番考えられるのは、聾の方の場合です。直接電話では話せないことがあるということを含めて考えると、そういうことも必要かもしれないと思います。

座長 今、相談の方法についてということで、相談手段の点に関して具体的に示していただきましたけれども、電話や面接のほかにファクス、あるいはメールという方法による相談が考えられると示していただいたわけですが、その点、ほかの皆さん方はどうでしょうか。

F委員 原則が電話相談中心というのは全く問題ないと思うのですけれども、例えば、子どもたちにとっては、親にばれないようにかけたいとなると携帯からかけることになりますね。携帯電話の通話料も1分四、五十円かかって、二、三十分話すとすぐに1,000円くらいになって結構高くなってしまいますので、電話相談はフリーダイヤルがいいかと思います。フリーダイヤルが財政的に厳しいということでしたら、親に気づかれずに相談できるほかの手段としてメールを入れてほしいと思います。

座長 F委員のお話は、電話となると、携帯電話を使わざるを得なくなるだろうという判断ですね。そういうことからすると、電話という場合はフリーダイヤルの電話も加えた方がいいということと、電話を使わないとすれば相談方法として費用が安く済む点でメールがいいのではないかという話がありました。そういった意味では、先ほどのH委員の考え方に対して、メールというものについて賛成するという考え方を示してくれたのだと思います。

ほかに何かありますでしょうか。

I委員 H委員に聞きたいのですが、不特定多数というか、相手が特定できないということはないのですか。要するに、いたずらというものはないのでしょうか。

H委員 そういうことは電話でもありますので、メールでも十分起こり得ると思います。ただ、そういうことがあるからといって電話をやらないということにはなり得ないですし、

メールについてもある程度見通しは必要だと思います。既にメール相談は始まりつつありますので、やり方をどうするかということは具体的に詰めなければいけないと思いますけれども、選択肢としては入れておいた方がいいのではないかと思います。

携帯電話のことでいいますと、チャイルドラインは、子どもたちのほぼ半分は携帯電話でかけてきています。

座長 ほかの皆さんはどうでしょうか。

相談方法という点では電話、面接、メール、ファクスが挙がっていましたが、こういうものを示すということではいかがでしょうか。あるいは、さらに加えるものがあるかどうか。

H委員 手紙というものもあるかもしれないですね。

E委員 私は札幌市の人権擁護委員ですが、人権擁護委員会で子どもの人権SOSミニレターというものがあります。切り取って、張りつけて、人権擁護委員会あてになっています。

こういうものなのですけれども、これは学校に置いてあるのです。

これをやった当初は、内部でもこういうものをやるのはどうかという意見がいろいろあったのですが、法務省はやる気満々で、やりましょうということで行いました。そうすると、最初はそうでもなかったのですけれども、私たち人権擁護委員が法務局に行ってお返事を書くのですが、ことしは結構深刻ないじめの相談が多かったのです。

そして、ここにあなたはどういうお返事がいいか、手紙がよい、電話がよいとあるのですが、みんなきちんと名前を書いてくるのです。また、さらに相談があったら返信用の封筒に入れてくださいということでこの用紙も入れて、人権擁護委員がアドバイスをすること最近やっております。

こういうものも選択肢の一つとしてあるのかなという感じがします。これが果たしていい方法なのかどうかということはもちろんちょっと検証した方がいいと思いますけれども、一つの手段ではあるのかなと思います。

座長 今、人権擁護委員の立場として、こういうものがあるということでミニレターを紹介していただきました。

副座長 面接相談と電話相談というふうにいるところを書いてあるのですが、面接相談に子どもが直接来るということは本当に考えられないと言っていいと思います。子どもがある場所に直接飛び込んで面接相談に来るということはまずないです。その前に電話相談あるいは手紙のようなものでコンタクトをとって、そして面接ということになると思うのです。

電話の場合で懸念していますのは、H委員のところを受けている電話の中に、いたずらと性に関する電話がかなり多いのではないかとというふうに想像するのですが、参考までに、そこら辺はどれぐらいの割合なのでしょう。

H委員 割合ですが、性の電話は中学生の男の子からの電話が一番多いです。いたずら

は女の子も男の子も両方ありますが、両方合わせて、性の割合は9.2%、その他が30%で、その他の中にいたずらも入っています。いたずらと性、両方合わせてということになると、3割ぐらいだと思います。

電話相談をやったら、これらは絶対に切り離せないのです。大人もかけていいというと、大人の性の電話や大人のいたずら電話もかかってくる。電話相談をやるとこれは必ず来ますので、それを排除することは不可能だと思っております。

市副座長 もう一つ質問ですが、本当にこちらがかかわる、周囲がかかわる必要のあるケースというのは電話でどれぐらい拾えるのですか。

H委員 チャイルドラインと同一に見ることは難しいと思います。子どもたちはどういう電話かということを中心に考えます。チャイルドラインは何でも話していいよと言っておりますので、かなりいろいろな電話がかかってくると思いますが、恐らく、オンブズマン制度の救済制度というと、子どもたちは電話をかけること自体、相当ちゅうちょすると思います。こんな相談はいいのだろうかというふうにまず思います。ですから、もしかかってくると、かなり深刻だろうと思います。

座長 よろしいですか。

それでは、今、方法について全部で四つ、ミニレターも加えると五つになりますけれども、こういったものを相談の方法、相談の手段として考えるということによろしいでしょうか。

それ以外にも出てくるかもしれませんが、基本的にはこういったものを相談の方法として考えていくと。つまり、相談の方法についても項目として加え、そして、その中に今挙げられたようなものを示すということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

座長 ありがとうございます。

それでは、以上で(1)の相談機能については終わりにしたいと思います。

次に、(2)の調査機能に移らせていただきます。

この調査機能のうち、初めは申立てについてでありますけれども、この中には、申立てができる事項、申立てができる人、さらにその方法について基本的な項目を立てながら記載しております。これらの点につきまして、皆さん方からご意見をいただきたいと思いません。

F委員 (1)の相談機能の「相談機能に求められること」では、「子ども本人または、子どもとかかわる大人から」となっているのに対して、調査機能の方では、「子どもにかかわる大人はもちろん、施設職員や匿名の人、第三者の個人などを含める必要がある」とわざわざ三つ列挙しているものをふやしているのですが、これは具体的な意図があつたことなのでしょう。

座長 なるほど。ここでさらに具体的に示している、それは何か意図を持っているのかという質問ですね。

事務局（子ども未来局伊藤係長） 事務局からの補足でございます。

相談という場合には、通常、匿名もあり得るし、いろいろな人からの相談というのはイメージしやすいと思うのですけれども、調査以降になると具体的な手続に入ってくるものですから、相談よりもさらに具体的なイメージが必要になってくるのかなと思ひまして、誰が調査、申立てをできるのかということをし少し明確にしたいと思ひまして、具体的に書いております。

F委員 わかりました。ありがとうございます。

座長 例示した方がいいだろうということですね。もちろん、ここに書かれているものだけではなくて、もっと広げるということになります。

副座長 先ほどの救済機関の図では、相談から調査、調整に拾い上げていくという図示でしたが、相談を通らずいきなり申立てということも可能なわけですね。そうすると、この図はちょっと違ってくると思うのです。

座長 この順番ではないということですね。

副座長 それもあり得るし、直接申立てもあり得るということになりますね。

座長 最初の段階を飛び越えてということですね。

事務局（子ども未来局伊藤係長） それはあり得ると思ひます。ただ、そのときには、相談がない分、申立てなりのところでの事実の確認など、その段階で相談と同じようなことをある程度行うことが前提になるかと思ひます。いきなりすぐに来て窓口で申立てをしたいということもあり得ると思ひます。

座長 今のようなケースは、実際に川西市や川崎市ではあったのでしょうか。そのあたりを確認しておきたいと思ひますが、どうでしょうか。

事務局（子ども未来局田中職員） そこまで具体的に述べているものはないのですけれども、基本は相談から始まるという形で各自治体とも広報しております。まずは相談をお寄せくださいという形で広報しているのです、いきなり申立てというのは、少ないケースなのかなと思ひます。ただ、残念ながら、順番としてどうだという記載は、他の自治体の答申や報告書を見ても余りないです。

座長 ということは、いきなり調査という段階に入ることも可能であるということですね。

事務局（子ども未来局田中職員） それも考えられるのですけれども、そういう形での広報は余りしていないというのが実情のようです。

座長 よろしいでしょうか。

ほかにご意見、あるいはご質問でも結構です。

G委員 今、F委員の意見を聞いて考えていたのですけれども、逆に相談の対象のところ、**「子どもとかかわる大人から」**ではなくて、もうちょっと具体的に施設職員や匿名の人などというふうに含めるのはどうなのでしょう。

といいますのは、実際に施設の職員で、事実関係がきちんと確認できていないから急に

申立てをするわけにはいかないけれども、やはり外部の専門的な意見を仰ぎたいというときが自分の経験でも実際にあるのです。そういうときに、「子どもにかかわる大人から」でもいいのかもかもしれませんが、より明示されているといいのかなと思いました。

座長 今、G委員から、相談できる、あるいは申立てできるということの関係で言うと、申立てをできる方に関してはかなり例示されているのに、相談に関してはほとんど例示がなく二つしか書かれていないので、相談機能の部分は不十分ではないか、むしろこちらもきちんと書くべきではないかというご意見ですね。

G委員 そういうふうに明示してあれば、これはどうなのだろうと思ったときに、この相談機能を利用していいのだというふうに、とてもわかりやすいのではないかと思ったのです。

座長 恐らく、最初の段階では申立てよりも相談したいと思う人の方が多いだろうと。そういうことからすると、むしろ、こちらの相談機能の方にきちんと例示しておいた方がいいのではないかという考え方に基づいてということですね。

いかがでしょうか。

先ほど、相談の部分では二つだけ挙げていたわけですが、申立ての中に書かれているような施設職員や匿名の人、あるいは第三者の個人といった文言も加えた方がいいのではないかという意見です。

その点はいかがですか。よろしいでしょうか。

副座長 趣旨には賛成なのですが、そうすると、表現がちょっと違ってくると思うのです。子どもにかかわる大人というのは施設職員や匿名の人、第三者の個人とイコールになりますので、このあたりは、例えば子どもの保護者などと特定されないと、大人というのは全部含めてしまって、そのうちの特定のとなるので、表現のところで工夫していただければいいかなと思います。

座長 表現を工夫するのであれば、G委員が言ったような形がいいということですね。

H委員 趣旨は賛成です。

実は、子どもとかかわる大人という文言が書いてあるのは、相談機能に求められることなのです。今の話は、相談をする人は誰かという話なので、相談機能に求められることにそれをできるだけ詳しく書くということが果たして適切なかどうかはちょっと疑問です。それだったら、相談をする人は誰かということを中心にきちんと明示する項目があった方がいいのかなと思いました。

座長 ここでは、機能に求められていることが書かれているということですね。

H委員 だから、後段が主なのです。

座長 相談をする人が主ではないということになりますね。

というふうに言われておりますけれども、G委員、どうですか。

G委員 H委員がお話しされていることは、ここは機能であるから子どもとそれにかかわる大人ということで意味がとれますというお話ですね。

そうすると、相談の対象、もしくは相談者という感じで、相談方法を加えたように加えていただけるといいかなと思いました。

座長 相談できる人ということになりますね。それを加えた方がいいということですね。相談機能に求められることの中でそれを全部言うのではなくて、相談機能の部分に相談できる人が誰かということを書くとすれば、ここに書かれている項目とさらに分けて、相談できる人というものを加える必要があるのではないかなということになりますか。

G委員 なぜ、こういうお話をするかといいますと、やはり、それが閉鎖的であったり、構造的であったり、ここでは当然のことではあるけれども、子どもにかかわる外部の専門的な方の意見を聞きたいということがやはりあると思うのです。子どもの表現しているものが何なのだろうかという段階は、いきなり申立てではないと思うのです。ですから、子どもに現場でかかわっている方たちが利用するということは、子どもの問題の解決にもつながっていくことだと思うので、そういうふうに書いていただくと、より利用しようという気持ちになるのではないかなと思います。

J委員 おっしゃりたいことはよくわかるのですが、ここで言えば、「子ども本人または、子どもとかかわる大人から」ということですので全てを含んでいるのだと思うのです。ですから、本当は申立てのところも、それだけでいいと思うのですが、この施設職員というのは、恐らく、救済されるべき子どもが所属している側の人間であってもという意味で書いていると思うのです。それから、匿名というのは、名を伏せてもいいということであって、本来ならばここは「子どもとかかわる大人」だけでもいいのでしょうか。けれども、その施設職員以下にあるような人でも申立てができるという趣旨だと思うので、私は上も下もこのままでいいのかなと思います。もし、「子どもとかかわる大人から」ということをさらに詳しく言うのであれば、例えば保護者とかいろいろなことを加えていかなければならなくなると思います。私は、これで言いたいことは十分言い得ていると感じています。

座長 G委員、どうですか。

G委員 匿名の人と書かれていることにはすごく意味があると思うのです。

また、施設職員ということに関して言えば、つい最近の新聞記事で、今度、児童福祉法が改正されて、施設職員がその施設内で起きている虐待や子ども同士の暴行などを発見した場合には児童相談所に届けることが義務づけられるという記事も出ておりました。

ですから、子どもにかかわる大人がどういうものなのかということ、特にここで施設職員というふうになっていることや、また、名前を明かすことが立場上は難しいけれども、権利侵害が起きていることに何らかの手助けをしたいという人がこれを使えるというふうに書かれているのは、私はすごく意味があることだと思います。

座長 今、G委員がおっしゃったのは、調査機能の申立て部分についてですね。そこでは少なくともこういうことは書くことが必要だということですか。

J委員も否定しているわけではないのですね。J委員は、調査機能についてはこれでも

いいだろうという考え方をとっているのです。ただ、上の相談機能の方は特に要らないのではないかということですね。そういう意味では、このままでもいいのではないかというふうにおっしゃっていたのですね。

それでは、G委員はどうかということなのですが、G委員は、やはり相談機能に関しても調査機能に書かれているものはきちんと書くべきだということになりますでしょうか。

事務局（子ども未来局伊藤係長） 今の件につきまして、事務局の方から補足をさせていただきます。

条例の書き方自体は、相談についても、申立てについても、例えば「何人も」とか「市民」というような言い方で一くりにされております。ですから、その広報の仕方や運用、どちらかという市民にどういうふうにお知らせしていくかという現実レベルの話の部分だと思っております。

座長 今、補足で話をしてくださったのは、既にある川西市、川崎市の条例においてはこういう書き方がされているということですね。

事務局（子ども未来局伊藤係長） はい。

座長 札幌市としては、話をしている段階では具体性を持った方がいいだろうか、これをどういうふうに見ていったらいいかということで今話し合っているわけです。

D委員 基本的にはJ委員の考え方でよろしいと思うのですが、G委員がご心配されているのは、相談しやすさの部分で、「子どもとかかわる大人から」ということだけではちょっと足りないのではないかということだと思うのです。

この申立てのポイントは、子どもとかかわらない大人も入ってくるということです。第三者というのはそうだと思うのです。例えば、自分は子どもと全然かかわっていないけれども、どうもあそこでは虐待が起きているらしい、いろいろと聞いたら、証拠をつかむこともできて、ちょっと申立てしようかということで、申立てのところは、子どもとかかわらない大人も含んでいるわけです。

確かに、J委員のおっしゃるように、これで大体一くりになると思いますし、先ほど「何人も」とおっしゃっていましたが、そういうニュアンスを相談機能のところにつけ加えれば、同じように羅列しなくても済むのかなと思います。

座長 今、D委員がおっしゃっていたことを皆さんも理解していただいたと思います。相談機能のところでは「子ども本人または、子どもとかかわる大人」という言い方をしていますが、G委員は、それだけでは足りないの、調整機能の中でもう少し具体的に書かれている施設職員云々を書いた方がいいだろうと。それに対して、D委員からは、例えば「何人も」という言葉で誰もが相談できるのだという意味をこの中に示していれば、誰もが相談できるというふうに理解することができるので、そういう意味ではG委員が心配するようなことはなくなるのではないかということだと思います。

その点、G委員、いかがでしょうか。そういうことでよろしいでしょうか。

G委員 私は、自分の経験上、やはり何度お話を聞いてもあった方がいいと思うのです。ただ、今言われたように、「何人も」という言葉を盛り込んで、同じように使える、利用できるということが伝わればよろしいのかなと思います。

座長 わかりました。

相談機能についても、誰でも利用できるということで考えております。言葉づかいとしてはこういう表現になってしまったのですけれども、考え方としては誰もがこういう相談をできるという意味で考えております。G委員、そういうことでご理解していただきたいと思えます。

それでは、それ以外に、申立てについて何かご意見がございましたら出してください。

F委員 申立ての最後の部分に、「口頭による申立ても可能とする」とありますけれども、当然、あるところに出向いて口頭ということですね。電話などの口頭ということも含まれますか。

事務局(子ども未来局伊藤係長) 通常、申立ての場合は、電話ということではなくて、きちんと状況などの聞き取りをした上でということ想定しております。

F委員 先ほど、H委員は電話だといたずらもあると言っていたので、それを聞いて安心しました。問題ないです。

E委員 匿名の方の申立てが可能であるという前提で言えば、面談や文書でということではなくて、電話による口頭の申立てもあると思えます。それは、主に虐待の場合が想定されると思えますけれども、匿名の方の通報的なものもあるのではないかと考えるのですが、その辺はいかがでしょうか。

事務局(子ども未来局伊藤係長) おっしゃるとおりでございます。恐らく、匿名の場合は、調査員なりが新しい救済制度の権限としてそういうところの調査を行いながら、第3回のときに吉田先生から自己発意という話もございましたけれども、そういう形でその次の段階を行っていくことになるのかなと思っております。その場合には、それを補充するための新しい救済制度の中での調査は必要になると考えております。

座長 E委員、よろしいでしょうか。

E委員 はい。

座長 ほかにご意見はございませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

座長 この申立てについては、申立てができる人、それから申立ての方法について皆様方からご意見が出されましたが、ほかはよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

座長 よいということであれば、申立てについてはこの辺で終わりにしたいと思います。次は、調査の方法についてです。

まだ9時まで若干時間がありますので、時間の範囲内で話をしていきたいと思っております。

ここでは、条例でありますから、市の権限が及ぶところと及ばないところでは分けて考える必要が出てくるかと思えます。そういうことで、市の機関と市以外の機関というものを分けて調査の方法が記載されております。この点は、各自治体を見ましても、大体このような定義づけになっていたかと思うのですけれども、皆さん方からこれについてご意見を出していただきたいと思えます。

いかがでしょうか。

H委員 どういう表現をするのかちょっとわからないのですが、6ページの一番上に「市の機関以外」とありまして、これは道立、国立、民間等がいいと思うのですが、先ほど出ていました札幌市在住で札幌市以外の施設等に行っている子どもたちの問題のときには、道立、国立、民間等の「等」に含まれるのでしょうかけれども、何か明記する必要はないのでしょうか。ちょっと気になりました。

例えば、札幌から他の市の中学校に行っているということがあればどうかなと思うのです。高校は道立でおさまるとは思うのです。

座長 中学校では私立がありますね。

H委員 そうですね。

そういう文言が別に要らなければ、「等」に含まれるということであればいいです。

座長 何か特殊な例があるかどうかということですか。

H委員 表現としては入れておくということがあるかどうかということです。ただ、民間といえば、それは民間だというふうにも思いますけれどもね。

座長 これは、教育機関以外ということも想定しているのだと思うのです。そういうことからすると、民間という言葉になってくると思うのです。

H委員 例えば、地方自治体がつくっている施設で子どもがいるようなところもあり得なくはないと思ったのです。

座長 そのあたりがはっきりしていない場合は、「等」という言葉でくくってしまうと、その点は処理できますね。H委員、それでよろしいですか。

H委員 そういう理解であればよろしいです。

座長 ほかにご意見はございませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

座長 なければ、この点についてはこれで終わりにしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

座長 それでは、さらに次へ行きたいと考えていたのですけれども、皆さんの体力のことを考えると、そろそろこの辺で終わりにした方がよろしいのかなと思えますので、調査の対象外について以降は、次回、話をしたいと思っております。

ということで、検討項目についてのきょうの話はこの辺で終わりにすることにいたします。

G委員 すみません。

今回の検討項目ということではないのですけれども、本日配布を受けた資料で1点確認をさせていただきたいところがあります。

資料4になるのですけれども、会議結果報告書とあります。11月19日に実施されたものですけれども、第7章「子どもの権利の保障の検証について」の4行目に、「子どもの権利委員会の中での子どもの委員が参加する場面、分野を、具体的に示す必要があるのではないかという提案が出された」と書かれています。これは、私が意見として出したものなのですけれども、この日には特に私の方から提案という形でお話しておりません。どうしてかということ、資料の方に、これは救済機関と深くかかわるものなので、その項で協議をしますというふうに書かれていたので、一番最後だったのですけれども、特に触れることなく通過したというふうには私は思っていたのです。それが、この会議報告書の中では、提案が出されて、修正案に対して下位法の規則等で定めることが適切ではないかという意見が出されたというふうに文脈として読めるのですが、そういう事実が私の中ではないのです。そして、会議録を確認させていただいたのですけれども、やはりなかったので、こちらの訂正をしていただきたいのです。

それから、子どもが権利の委員会にどういうふうにかかわるかということも、私の個人の見解というよりも、皆さんの意見もぜひ聞いてみたいところでもあるのです。救済機関のところでも触れていただいても構いませんが、ぜひ皆さんの意見をお伺いしたいところでもあるので、訂正をいただきたいと思います。

座長 訂正したいということですが、事務局の方は大丈夫ですね。

事務局（子ども未来局伊藤係長） それでは、ここの会議結果報告書の部分と、対応する議事録本体の部分を修正させていただきます。

座長 本体には書いていないということですが、本体にはないことがなぜかここに書かれているということです。

G委員 あと、報告書というのは誰に対する報告書なのでしょうか。会議録があるのに、なぜ報告書になっているのかということもわからないのです。

今回、私の場合は、出していないものが出されたということになりますが、書きかえられることで、そういうようにニュアンスが変わったりいたします。

申しわけありません。もう一つあるのです。

次のページの意見表明権の規定についてというところで、出されている意見として二つのお話が書かれているのですけれども、その前に、11月19日に配布を受けた10月29日分の会議結果報告書では、「不利益という表現だけであれば自分中心に判断されることもあると考えるが、不当な不利益という表現であれば客観性があるからよいのではないか」、「解説書のようなものを作成し対応する方法がよいのではないか」と、もう少しいろいろな意見があったと思うのですけれども、ここでは二つの意見だけが取り上げられています。これでは、私がお話していたときのニュアンスとちょっと変わってきてしまっているのではないかと思いますので、この報告書は一体どこに出されるものなのか、必要があるのかと

いうことを説明していただければと思います。

事務局（子ども未来局伊藤係長） こちらは事務局の方で作成しているものでございまして、市民にインターネットのホームページで公表しております。議事録自体は30ページくらいになってしまうものですから、そもそもその会議ごとの概略の部分をお伝えすることが必要ではないかと思ひまして作成しているものでございます。

座長 ということは、今、G委員が心配されている部分が市民に公開されているということですか。

事務局（子ども未来局伊藤係長） 市民に公開しております。

座長 されていることですね。そういうことになると、やっぱりきちんと訂正しないとまずいですね。

G委員 確かに、何ページにもわたるものをすべて見るというのは市民の方に非常に伝わりにくいと思いますが、ちょっと違うことが書かれてあったり、何を取り上げるかによってニュアンスが変わってしまうということではできる限り避けていただきたいと思います。皆様、忙しいところを出席されていると思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

座長 よろしいですか。

事務局（子ども未来局伊藤係長） 承知いたしました。

それでは、概要報告書についても、どのような形で確認する場といたしますか、そのようにした方が.....

座長 やはり、そういう問題が出てくるということになれば、それを確認する場は必要かと思ひます。そうしないと、ここの議論が正確に市民に伝えられないことになってしまいますので、それはきちんと確認しながら進めていくことが大事かと思ひます。

事務局（子ども未来局伊藤係長） それでは、今まで会議録本体の方を各委員の皆様にご確認していただきましたので、それとあわせて、概要報告書についてもご確認いただくということでいかがでございましょうか。

座長 そういうことでよろしいでしょうか。

しっかりと訂正すべきは訂正するということですね。

G委員 よろしくお願ひいたします。

事務局（子ども未来局伊藤係長） それでは、これまでの分はまとめた形になって大変恐縮でございますけれども、後日、確認させていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひ申し上げます。

座長 そういうことでよろしいですね。

（「異議なし」と発言する者あり）

座長 それでは、きょうの検討項目についての議論、それから、我々の会議のまとめといたしますか、そういうものの公表についてもあわせてお話をしましたけれども、それらについてはこの辺で終わりにいたしまして、最後に、今後の検討会議の日程につきまして、

特に先ほども少し話題に出ましたけれども、子どもの皆さんとの意見交換の話もありますので、事務局の方からお話をさせていただきたいと思います。

事務局（子ども未来局大古課長） 次第の方に記載しておりますように、今回は12月10日月曜日、時間は18時30分、場所は市役所本庁舎12階の1号から3号会議室でございます。場所が異なりますので、お気をつけください。

さらに、予備日と書いてありますけれども、きょうの審議ペースですと、これを入れないと終わりの方まで参らないものですから、12月17日月曜日もご予約に入れていただきたいと存じます。12月17日月曜日、同じく18時30分から市役所12階の1号から3号会議室を確保しております。今回の進捗状況にもよりますけれども、このペースでいきますと必要な状況でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、ただいま座長の方からお話がありましたように、子どもにとって利用しやすい制度ということで、やはり実際に利用する立場の子どもの意見を聞く場が必要だろうということから、検討会議の委員の皆さんとお子さんを集めて意見交換を行う場を設定させていただきたいと思ひます。日にちは、12月22日土曜日を予定しております。今、午後からということで時間調整をしております。市立の小・中・高の児童会、生徒会の方から、小学生10名、さらに中・高合わせて13人ぐらいの皆様にお集りいただいて意見交換をさせていただく予定としております。小学生の部と中・高生の部を分けて行いたいと思っております。具体的な説明方につきましては、別途、座長と打ち合わせをさせていただいて、今回の検討会議の場で皆さんにお話をさせていただければと考えております。

また、このような直接対面の意見交換とは別に、少しでも多くの子どもの皆さんの意見を聞きたいということで、アンケート形式の調査も用意しているところです。

一つは、以前、この権利条例の策定にかかわっていただいた子ども委員会です。32人おりますが、当時は小学校5年生から高校3年生でしたけれども、1年半ぐらいたちますので、もう高校を卒業された方もいらっしゃるのですが、この方々にアンケート調査をさせていただきたいと考えております。この方々は、子ども委員会の提言として既に子ども委員会の中で救済制度についても一回議論していただいた方々ですので、アンケートにもすぐに対応できるであろうと考えております。

それから、もう一方で、現在、子ども未来局の方で札幌市子ども議会という事業を行っております。小学校5年生から高校2年生までの子ども約50人ですが、札幌市政についていろいろ勉強していただいているいろいろな提案をしていただくということで、来月、12月27日に市議会の本会議場を使いまして市長に意見提言をしていただく場です。そこで、小学校5年生から高校2年生までの子どもたちに、同様のアンケート形式で調査を行いたいと考えております。

これらの二つにつきましては、本日、使用しています資料5の4ページ目に流れ図がありますけれども、私どもの方で、これを少し子ども向けにアレンジして救済制度の必要性などを加味した形の新しい資料をつくりまして、子どもたちに見てもらって意見を言って

いただきたいと思います。中心となるのは、子どもにとって使いやすい制度とは何かということで意見をもらいたいと考えております。ある程度土台のある子どもたちへのアンケートですので、書きぶりとしては割と自由に書いていただくということで考えております。中身につきましては、今月中に資料を作成しまして子どもたちに送付したいと考えております。

本来であれば、この場でこのような形でよろしいかということでお諮りしなければならないところですが、具体的な内容につきましては、座長と事務局の方で調整させていただくということでご理解をいただきたいと思いますと考えております。

また、12月22日に予定しております直接の意見交換につきましても、ほぼ同様の資料を用いて議論が深められればと考えておりますので、次回検討会議の場で皆様に内容を確認していただきたいと思いますと考えております。

以上が、子どもとの意見交換について、現在考えている概要でございます。

次回、この子どもとの意見交換につきましてさらに詳細な部分をお話しできたらと思いますけれども、イメージとしては、小学生グループの皆さんと三、四十分ほど、それから、中・高生のグループと三、四十分ほどの意見交換という形をとって、その後に1時間ほど、この検討会議を開いていただいて、子どもにとって利用しやすい制度について議論を深めていただきたいと思いますというような流れで考えております。

事務局からは以上でございます。

座長 どうもありがとうございます。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

3. 閉 会

座長 それでは、本日の会議は、9時を若干回りましたが、これで終了させていただきます。

きょうは、どうもありがとうございました。

以 上